

最高裁総一第338号

(庶ろ一03)

平成29年2月27日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので，出席してください。

なお，随員として，高等裁判所事務局長を帯同してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年6月21日(水)及び22日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日 時間 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
21日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
日 時間 (曜日)	9:00 ~ 12:00			
22日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第339号

(庶ろ-03)

平成29年2月27日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので，出席してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年6月21日(水)及び22日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日	時間	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
21日 (水)		最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
日	時間				
22日 (木)	9:00 ～ 12:00	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第340号

平成29年2月27日

最高裁判所首席調査官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年6月21日(水)及び22日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日	時間	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
21日 (水)		最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
日	時間				
22日 (木)	9:00 ～ 12:00	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第341号

平成29年2月27日

司法研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官， 地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年6月21日(水)及び22日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官， 地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日 時間 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
21日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
日 時間 (曜日)	9:00 ~ 12:00			
22日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第342号

平成29年2月27日

司法研修所教官 三角比呂殿

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年6月21日(水)及び22日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日	時間	9:30 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
21日 (水)		最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
日	時間				
22日 (木)	9:00 ～ 12:00	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第343号

平成29年2月27日

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年6月21日(水)及び22日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日 時間 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
21日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
日 時間 (曜日)	9:00 ~ 12:00			
22日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

最高裁総一第344号

平成29年2月27日

知的財産高等裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成29年6月21日(水)及び22日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会議員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

日 時間 (曜日)	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
21日 (水)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
日 時間 (曜日)	9:00 ~ 12:00			
22日 (木)	事務的協議 (事務連絡)			

(庶ろー15-B)

平成29年3月24日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 清 藤 健 一

事 務 連 絡

6月21日(水)及び22日(木)開催の高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同において、別紙1記載のとおり協議テーマを定めるとともに、別紙2記載の所長にその意見表明をお願いすることにしましたので、地方裁判所長及び家庭裁判所長に伝達してください。

なお、管内に意見を表明する地方裁判所長又は家庭裁判所長を有する高等裁判所は、当該所長からなるべく簡潔にまとめた意見要旨(37字×26行で、A4用紙3～4枚程度をめどとする。)の提出を受けた上、これを4月14日(金)までに当職に提出してください。

おって、最高裁判所においては、会同当日の討議の参考としていただくため、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長あてに当該意見要旨を4月下旬頃までに送付する予定です。

(別紙1)

平成29年度長官所長会同協議テーマ (論点事項)

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

(1) 事件処理の実情及び課題

ア 長官所長会同では、一昨年から、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策を協議テーマとし、民事・刑事・家裁の各分野の事件処理の実情及び課題について議論してきた。また、昨年の会同では、1年間に行われた様々な施策や取組を前提として、施策等の実施を経てもあまり変化・改善が進まない実情について、①事務総局、高裁、地家裁所長側の事情、②裁判官側の事情、③この両者を取り巻く環境・情勢等の事情に大別して議論され、これを受けて、この1年にも様々な施策や取組が行われたものである。

イ この2年間の各取組は、各分野における事件処理の質を向上させることを目的とするものであるが、民事・刑事・家裁の各分野で、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られているのか。各庁の率直な実情を伺いたい。

実際に事件処理を行う裁判官が取組の必要性を実感し、主体的に各取組を進めている実情があるか。仮に、取組が進んでいないとすれば、その要因は何か。

ウ 上記イの目的達成に向けた取組を進めるに当たり、例えば、民事の分野では、部の機能の活性化の議論において、部全体の事件処理の質の向上や部総括を含めた裁判官の力量向上の視点が意識されているか、刑事の分野では、裁判員制度発足以来検討されてきた様々な課題についての議論の成果が継承されているか、家裁の分野では、部や合議事件が少ない中で、

裁判官同士の率直な意見交換を行う必要性が認識されているかという点について、実際に事件処理を行う裁判官の実感はどうか。

- (2) (1)で議論した各庁の実情や裁判官の認識に対応して、今後、各分野の課題について、具体的にどのような司法行政上の方策を講じ、所長としてどのような関与をしていくべきか。

とりわけ、裁判官の力量向上のために、どのような方策を講じ、所長としてどのような取組をしていくべきか。

2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割（事務的協議）

(別紙2)

長官所長会同の意見表明者

1 について

(民事)	横浜地方裁判所	富田善範
	高松地方裁判所	村上正敏
(刑事)	熊本地方裁判所	野島秀夫
	函館地方・家庭裁判所	和田真
(家庭)	大阪家庭裁判所	小野憲一
	秋田地方・家庭裁判所	窪木稔

平成29年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成29年度長官所長会同日程

日 (曜日)	時間	9:30 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
21日 (水)		最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
日 (曜日)	時間				
22日 (木)		事務的協議 (事務連絡)			

平成29年度長官所長会同会同員名簿

東京高等裁判所長官	深	山	卓	也
大阪高等裁判所長官	井	上	弘	通
名古屋高等裁判所長官	原			優
広島高等裁判所長官	川	合	昌	幸
福岡高等裁判所長官	小	林	昭	彦
仙台高等裁判所長官	秋	吉	淳	一郎
札幌高等裁判所長官	綿	引	万	里子
高松高等裁判所長官	小	久	保	孝雄
東京地方裁判所長官	奥	田	正	昭
東京家庭裁判所長官	田	村	幸	一
横浜地方裁判所長官	富	田	善	範
横浜家庭裁判所長官	大	門		匡

さいたま地方裁判所長	山	田	俊	雄
さいたま家庭裁判所長	秋	吉	仁	美
千葉地方裁判所長	柴	田	寛	之
千葉家庭裁判所長	高	麗	邦	彦
水戸地方裁判所長	垣	内		正
水戸家庭裁判所長	中	山	顕	裕
宇都宮地方裁判所長	菅	野	雅	之
宇都宮家庭裁判所長	竹	内	民	生
前橋地方裁判所長	八	木	一	洋
前橋家庭裁判所長	沼	田		寛
静岡地方裁判所長	廣	谷	章	雄
静岡家庭裁判所長	山	崎	まさ	よ
甲府地方・家庭裁判所長	岡	本		岳

長野地方・家庭裁判所長	若	園	敦	雄
新潟地方裁判所長	足	立		哲
新潟家庭裁判所長	川	口	代志	子
大阪地方裁判所長	並	木	正	男
大阪家庭裁判所長	小	野	憲	一
京都地方裁判所長	石	井	寛	明
京都家庭裁判所長	村	岡		寛
神戸地方裁判所長	本	多	俊	雄
神戸家庭裁判所長	播	磨	俊	和
奈良地方・家庭裁判所長	小	西	義	博
大津地方・家庭裁判所長	大	鷹	一	郎
和歌山地方・家庭裁判所長	中	村	也寸	志
名古屋地方裁判所長	伊	藤		納

名古屋家庭裁判所長	萩	原	秀	紀
津地方・家庭裁判所長	始	関	正	光
岐阜地方・家庭裁判所長	大	須	賀	滋
福井地方・家庭裁判所長	倉	田	慎	也
金沢地方・家庭裁判所長	田	近	年	則
富山地方・家庭裁判所長	原		啓	一郎
広島地方裁判所長	宮	崎	英	一
広島家庭裁判所長	鹿	野	伸	二
山口地方・家庭裁判所長	金	村	敏	彦
岡山地方裁判所長	鬼	澤	友	直
岡山家庭裁判所長	志	田	原	信三
鳥取地方・家庭裁判所長	川	谷	道	郎
松江地方・家庭裁判所長	増	田	耕	兒

福岡地方裁判所長	永	松	健	幹	
福岡家庭裁判所長	白	石		哲	
佐賀地方・家庭裁判所長	瀧	華	聡	之	
長崎地方・家庭裁判所長	増	田	隆	久	
大分地方・家庭裁判所長	三	浦		透	
熊本地方裁判所長	野	島	秀	夫	
熊本家庭裁判所長	大	泉	一	夫	
鹿児島地方・家庭裁判所長	松	井	英	隆	
宮崎地方・家庭裁判所長	山	之	内	紀	行
那覇地方裁判所長	矢	尾		涉	
那覇家庭裁判所長	遠	藤	真	澄	
仙台地方裁判所長	大	善	文	男	
仙台家庭裁判所長	松	並	重	雄	

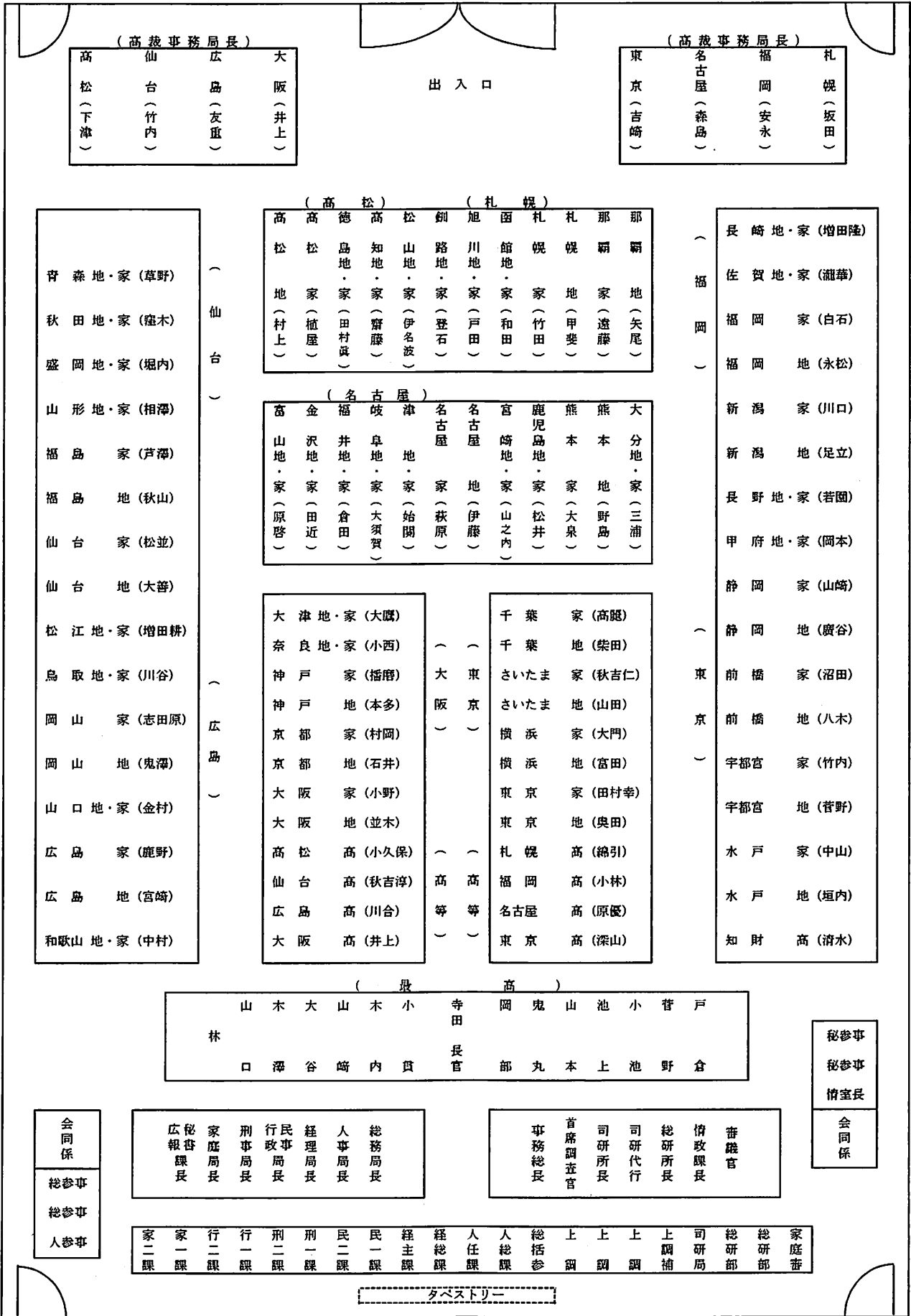
福島地方裁判所長	秋	山		敬
福島家庭裁判所長	芦	澤	政	治
山形地方・家庭裁判所長	相	澤		哲
盛岡地方・家庭裁判所長	堀	内		満
秋田地方・家庭裁判所長	窪	木		稔
青森地方・家庭裁判所長	草	野	真	人
札幌地方裁判所長	甲	斐	哲	彦
札幌家庭裁判所長	竹	田	光	広
函館地方・家庭裁判所長	和	田		真
旭川地方・家庭裁判所長	戸	田		久
釧路地方・家庭裁判所長	登	石	郁	朗
高松地方裁判所長	村	上	正	敏
高松家庭裁判所長	植	屋	伸	一

徳島地方・家庭裁判所長 田 村 眞

高知地方・家庭裁判所長 齋 藤 大 巳

松山地方・家庭裁判所長 伊 名 波 宏 仁

平成 29 年度 長官 所長 会 同 席 図 (大会議室)



平成29年度長官所長会同進行予定

●第1日目 6月21日(水)

協議事項	意見表明庁	時間	備考
最高裁判所長官挨拶		9:30～9:40	10分
1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について	(民事) 横浜地裁(富田) 高松地裁(村上)	9:40～10:40	60分
(1) 事件処理の実情及び課題		(10:40～10:50)	(休憩10分)
ア 長官所長会同では、一昨年から、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策を協議テーマとし、民事・刑事・家裁の各分野の事件処理の実情及び課題について議論してきた。また、昨年の会同では、1年間に行われた様々な施策や取組を前提として、施策等の実施を経てもあまり変化・改善が進まない実情について、①事務総局、高裁、地家裁所長側の事情、②裁判官側の事情、③この両者を取り巻く環境・情勢等の事情に大別して議論され、これを受けて、この1年にも様々な施策や取組が行われたものである。	(刑事) 熊本地裁(野島) 函館地家裁(和田)	10:50～12:00	70分
イ この2年間の各取組は、各分野における事件処理の質を向上させることを目的とするものであるが、民事・刑事・家裁の各分野で、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られているのか。各庁の率直な実情を伺いたい。	(家庭) 大阪家裁(小野) 秋田地家裁(窪木)	12:00～13:00	(昼食)
ウ 上記イの目的達成に向けた取組を進めるに当たり、例えば、民事の分野では、部の機能の活性化の議論において、部全体の事件処理の質の向上や部総括を含めた裁判官の力量向上の視点が意識されているか、刑事		13:00～14:10	70分
		(14:10～14:20)	(休憩10分)
		14:20～15:30	70分

<p>の分野では、裁判員制度発足以来検討されてきた様々な課題についての議論の成果が継承されているか、家裁の分野では、部や合議事件が少ない中で、裁判官同士の率直な意見交換を行う必要性が認識されているかという点について、実際に事件処理を行う裁判官の実感はどうか。</p> <p>(2) (1)で議論した各庁の実情や裁判官の認識に対応して、今後、各分野の課題について、具体的にどのような司法行政上の方策を講じ、所長としてどのような関与をしていくべきか。</p> <p>とりわけ、裁判官の力量向上のために、どのような方策を講じ、所長としてどのような取組をしていくべきか。</p>		<p>(15:30～15:45)</p> <p>15:45～17:00</p>	<p>(休憩15分)</p> <p>75分</p>
---	--	---	---------------------------

●第2日目 6月22日(木)

事務的協議事項	意見表明庁	時間	備考
<p>2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割</p> <p>(1) 情報流通上の課題</p> <p>(2) 日常事務における事務処理の適正化</p> <p>○ 事務連絡</p>		<p>9:00～10:35</p> <p>(10:35～10:50)</p> <p>10:50～11:45</p>	<p>95分</p> <p>(休憩15分)</p> <p>55分</p>

(※) 高裁事務局長 事務連絡(秘書課会議室) 13:30～15:20

意 見 要 旨

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

平成29年6月21日，22日開催

協議事項（1日目（6月21日））

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

(1) 事件処理の実情及び課題

ア 長官所長会同では、一昨年から、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策を協議テーマとし、民事・刑事・家裁の各分野の事件処理の実情及び課題について議論してきた。また、昨年の会同では、1年間に行われた様々な施策や取組を前提として、施策等の実施を経てもあまり変化・改善が進まない実情について、①事務総局、高裁、地家裁所長側の事情、②裁判官側の事情、③この両者を取り巻く環境・情勢等の事情に大別して議論され、これを受けて、この1年にも様々な施策や取組が行われたものである。

イ この2年間の各取組は、各分野における事件処理の質を向上させることを目的とするものであるが、民事・刑事・家裁の各分野で、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られているのか。各庁の率直な実情を伺いたい。

実際に事件処理を行う裁判官が取組の必要性を実感し、主体的に各取組を進めている実情があるか。仮に、取組が進んでいないとすれば、その要因は何か。

ウ 上記イの目的達成に向けた取組を進めるに当たり、例えば、民事の分野では、部の機能の活性化の議論において、部全体の事件処理の質の向上や部総括を含めた裁判官の力量向上の視点が意識されているか、刑事の分野では、裁判員制度発足以来検討されてきた様々な課題についての議論の成果が継承されているか、家裁の分野では、部や合議事件が少ない中で、裁判官同士の率直な意見交換を行う必要性が認識されているか

という点について、実際に事件処理を行う裁判官の実感はどうか。

(2) (1)で議論した各庁の実情や裁判官の認識に対応して、今後、各分野の課題について、具体的にどのような司法行政上の方策を講じ、所長としてどのような関与をしていくべきか。

とりわけ、裁判官の力量向上のために、どのような方策を講じ、所長としてどのような取組をしていくべきか。

民事事件	横浜地裁	2
	高松地裁	8
刑事事件	熊本地裁	12
	函館地家裁	16
家庭事件	大阪家裁	20
	秋田地家裁	25

事務的協議事項（2日目（6月22日））

事務総長の司会進行により、以下の事務的協議が行われます。

2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割（事務的協議）

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

(1) 事件処理の実情及び課題

ア 長官所長会同では、一昨年から、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策を協議テーマとし、民事・刑事・家裁の各分野の事件処理の実情及び課題について議論してきた。また、昨年の会同では、1年間に行われた様々な施策や取組を前提として、施策等の実施を経てもあまり変化・改善が進まない実情について、①事務総局、高裁、地家裁所長側の事情、②裁判官側の事情、③この両者を取り巻く環境・情勢等の事情に大別して議論され、これを受けて、この1年にも様々な施策や取組が行われたものである。

イ この2年間の各取組は、各分野における事件処理の質を向上させることを目的とするものであるが、民事・刑事・家裁の各分野で、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られているのか。各庁の率直な実情を伺いたい。

実際に事件処理を行う裁判官が取組の必要性を実感し、主体的に各取組を進めている実情があるか。仮に、取組が進んでいないとすれば、その要因は何か。

ウ 上記イの目的達成に向けた取組を進めるに当たり、例えば、民事の分野では、部の機能の活性化の議論において、部全体の事件処理の質の向上や部総括を含めた裁判官の力量向上の視点が意識されているか、刑事の分野では、裁判員制度発足以来検討されてきた様々な課題についての議論の成果が継承されているか、家裁の分野では、部や合議事件が少ない中で、裁判官同士の率直な意見交換を行う必要性が認識されているかという点について、実際に事件処理を行う裁判官の実感はどうか。

(2) (1)で議論した各庁の実情や裁判官の認識に対応して、今後、各分野の課題について、具体的にどのような司法行政上の方策を講じ、所長としてどのよ

うな関与をしていくべきか。

とりわけ、裁判官の力量向上のために、どのような方策を講じ、所長としてどのような取組をしていくべきか。

(横浜地裁)

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

(民事事件について)

(1) 事件処理の実情及び課題

ア 実情

この2年間の取組により、部内における裁判官同士の議論が活発になっており、合議相当事件について部全体で定期的に検討し、積極的に合議に付すこと、右陪席主任事件を一定数作ること、合議も3名で理由の内容まで詳細に行うこと、単独事件についても部内で議論することなど、従来に比べれば、部の機能の活性化、合議充実の取組は進んでいると考えられる。その成果として、当庁では、長期未済事件の減少、合議事件の和解率の向上など、一定の成果が上がっている。

しかし、各裁判官が、自己の力量の向上、裁判の質の向上のため、どこまで自己の問題として主体的かつ積極的に各取組を進めているかについては、はっきりしないし、否定的な面も見受けられる。

争点整理については、弁論準備等に時間をかけている割には、最終的に争点整理が十分でなく、それが判決の質の低下につながっている面が見受けられる。そして、争点整理をどのようにやるべきかについては、従来の技法の伝承も十分でなくコンセンサスがない。的確な争点整理や適時適切な心証開示について、各裁判官は十分にやっているというが、弁護士からは、裁判官による争点整理をもっと積極的主導的にやってほしいという意見は根強い。この点の伝承やスキルアップのためには、合議に付した右陪席主任事件につ

いて、部総括が右陪席と一緒に弁論準備期日に入り、争点整理の具体的方法を協議していく必要があるが、当庁民事部でも部によってやり方は様々であり、右陪席単独で行っている部もかなりあるのが現状である。そして、部を越えた裁判官同士の議論についても、右陪席裁判官は定期的に議論を重ねているものの、部総括同士での議論は活発ではなく、他の部のやり方についてあまり関心を持たない部総括も見受けられる。

合議充実については、結論だけではなく、事実認定、法律判断等の理由の説示の仕方についても詳しく議論するようになったようである。ただ、参考送付された高裁判決を見ると、検討の範囲や議論の詰めが不十分なものは依然としてあり、合議の実質的内容について、部総括によってかなり差があることは否めないと考えられる。

高裁判決の地裁への還元については、昨年7月からその範囲が、変更取消事案だけでなく、控訴棄却でも原審の参考になるものまで拡大されたが、その活用について、当庁では、高裁判決を各部、各支部に回覧するだけであった。しかし、控訴棄却事案は引用判決であるから原判決を見ないと比較ができないし、変更取消事案についても、原判決と対比しないとポイントが分かりにくい。これをどのように活用するかについては、当庁でも民事部部内からは積極的意見が出ないまま推移している状態であった。

高裁裁判官との座談会については、昨年度から、ようやく具体的事例を題材として実施されるようになり、当庁の裁判官からもおおむね好評であったが、これもまだ初年度であり、もう少し続けて効果を見る必要がある。

弁護士会との関係では、当庁では、民事裁判については、年1回の民事裁判懇談会で、テーマを決めて協議をしている程度であった。そこで、昨年4月から、元弁護士会長経験者や若手弁護士などを招いて、裁判所に対する率直な考えを聞く会を開催して意見を聞いており、これは一定の成果を上げていると考えられるが、これまでのところそれほど厳しい意見は出ていない。弁護士会との意見交換については、もう少し広く弁護士側の意見を聞き、実

質的な協議をはかる必要がある。

イ 取組が進まない要因について

取組が十分進まない要因の一つとしては、最近の民事事件の複雑化、困難化により、各裁判官が事件処理に手一杯となり、事件処理の質の向上の観点まで思いが至らず、各種の取組の必要性を感じても、なかなか主体的に取り組むまでに至らないことが挙げられる。また、多くの裁判官は、高裁から指摘されている事柄が自分にも当てはまるかどうかについて、なかなか自覚できないことが挙げられる。そもそも、在るべき争点整理、在るべき合議のやりかた、在るべき判決の内容について、部総括も含めて各裁判官に共通認識があるかどうかの問題である。この問題の難しさは、高裁の指摘する抽象的一般論では異論がなくても、具体的事件において、どの程度のレベルで行うべきかについては、なかなか共通認識が得られにくい点にあると考えられる。

ウ 部全体の事件処理の質の向上や裁判官の力量向上の視点の意識

合議強化の取組が、事件処理の質の向上を目的としている点は、各裁判官においてもそれなりに認識していると考えられる。しかし、単独事件も含めた部全体の事件処理の質の向上や、部総括も含めた裁判官の力量向上の視点が意識されているかについては、いまだに不十分であると考えられる。

その原因の一つとしては、従来、裁判の独立もあって、裁判官は自己の裁判のやり方について干渉されることを嫌う傾向があり、部総括も、陪席裁判官から相談されればアドバイスをするものの、部全体として陪席裁判官の力量向上を図るといった観点はあまり有しておらず、それは個々の裁判官の努力で行うものだとする考えが一般的であったことが挙げられる。また、前記のとおり、地裁の裁判官は、事件処理に追われて判決を出すことで精一杯の状態にある者が少なくなく、高裁が指摘することまで考えて審理し、判決を出す余裕がない状況もうかがえるところであり、その結果、地裁の単独事件としては一定の結論を出せばよく、高裁が指摘するような点まで検討する時間もないし必要もないと考えている裁判官もいると考えられる。それに加え

て、前記のとおり、在るべき争点整理、在るべき合議のやりかた、在るべき判決の内容について、裁判官の間に共通認識があるとはいえないことから、目標とすべき裁判官の力量の基準が明確でないことが挙げられる。

しかし、対当事者との関係では、具体的事件において、高裁で問題とされたり、考慮されたりする事項については、結論は異なっても、地裁でも十分な審理とこれに配慮した説示をすることは当然の責任であると考えられる。地裁の単独体の判決といえども、いったん判決が言い渡されれば、同種事案についての継続的法形成として社会に通用していくものであるから、当事者や国民から見れば、裁判所に対しては、訴訟物や要件事実のみならず、紛争に至った経緯や事案の背景事情を考慮し、紛争の一次的解決に資する法的枠組みについて当事者と十分な議論の上主張を整理し、事実認定においても、反対当事者の主張に留意しながら、対立主張の事実認定の可能性について十分に吟味し、判断においては、法的三段論法によるだけでなく、他の類似事案に対する適用可能性、波及効を吟味し、事案の落ち着き、納得感、公平的正義などを十分に検討し、上訴審に対しても一定の通用力を有する判断を期待していると考えられる。したがって、高裁で問題にされるような点をあらかじめ検討し、その点に配慮した判断ができる能力を向上させることは、裁判官の自己研さんとして、正面から見据えて行わなければならない。部総括は、その点について、自己のみならず、部全体として、陪席裁判官の力量向上に力を注ぐ責任があると考えられる。前記のとおり、目前の事件処理に追われている裁判官が少なからずいることは事実であるが、いずれにしろ事件処理はしなければならないとすれば、部総括としては、陪席裁判官に対し、上記のような検討を行うことにより、争点整理においても、より積極的に当事者と向き合うことでかえって迅速な争点整理ができることを示し、また、合議や意見交換を通じて、事件処理のやりがいを実感できるように仕向けていく必要がある。

その意味で、地裁に還元された高裁判決については、原判決との違いを具

体的に分析することが重要であり、その検討結果を担当部ばかりでなく、地裁の他の部も交えて検討することは、この点の力量向上のために極めて重要であると考える。

(2) 所長としての取組

まず、部総括に対して、前記の観点から、部全体としての事件処理の質の向上や裁判官全体の力量向上の視点からの意識改革をはかっていく必要がある。

また、これまで2年間の取組は一定の成果を上げている面はあるものの、実質的な面では中途半端に終わっているといわざるを得ない。したがって、現在行われている外部からの視点をもっと実効性のあるものにしていく必要がある。

高裁判決の地裁への還元については、遅ればせながら、参考となる事案について、高裁判決と原判決との比較をする検討会を定期的を開催することとした。原判決の担当部において、高裁判決と原判決の違いを検討してもらい、他の部にとっても参考となる事件を毎月2件程度選定して、原判決（可能であれば担当部の検討結果を付して）を他の裁判官にも配布し、出席裁判官の都合も考慮して、昼休みも含めて3回程度の時間を設定して都合のよい日時に参加してもらい、上記選定された事件について、議論を行う予定である。

高裁との座談会については、今後、題材、方法について色々検討を重ねる必要がある。より少人数による討議を望む声も多く、例えば、高裁の陪席裁判官と地裁の陪席裁判官による協議なども有効と考えられる。また、題材については、東京地裁との間で行われているように、高裁から、問題のある判決だけでなく、よく合議のできた判決を提供し、原審での検討結果を高裁管内の他地裁にも回覧することも、裁判官の力量向上に役立つと考えられる。さらに、高裁におかれても、毎年高裁各部から、地裁の審理の状況について意見聴取し、それをまとめて地裁に具体的に指摘していくことを続けていただきたい。

地裁内部の問題としては、部総括同士の議論を活発にするために、従来行っていた月1回の裁判長懇話会（昼食会）のほかに、本年2月以降、民事部の部総括だけで、月2回定期的に集まった議論をすることになった。今後はこのよ

うな会で、各部のやり方の違いについて、具体的にデータを示して議論をすることが期待されている。

弁護士会との関係については、昨年度に聞いた範囲でも裁判所に対しより積極的な争点整理を望む声が強かった。争点整理については、弁護士側の意見を聞くことは極めて重要であるので、弁護士会側の出席者を毎年変えてもらいながら、積極的な協議を行う場を設ける必要がある、また、若手レベルで、裁判官と弁護士のざっくばらんな意見交換の場を設ける必要もある。

所長が直接関与する取組としては、民事事件の審理の充実は、代理人である弁護士の積極的な主張立証が前提となるので、昨年度弁護士会に働きかけて、高裁から見た民事訴訟の現状と問題点について講演を行い、弁護士との意見交換を行った。今年度も同様の講演と意見交換を続けていきたい。

争点整理については、民訴改正当時の熱気を知る所長が、民事部内各層に対し、その経験やノウハウを伝えていくことも必要であろう。また、書証の真正や事実認定に関する基礎的勉強会を行ったり、右陪席クラスとの懇談を行ったりして、事実認定や和解のノウハウの伝授にも努めていきたい。

さらに、書記官を含めた部の機能の強化については、部総括や陪席裁判官の役割、裁判官が書記官事務や書記官の育成にどうかかわっていくかも大きな課題であり、とりわけ、部総括の役割が極めて重要であるので、各部総括と意見交換をしながら、部総括の役割についての共通認識の醸成に努めていきたい。

1 事件処理の実情及び課題

平成27年4月から本年3月までの約2年間、当職は、大分地裁所長として、部の機能の活性化に向けた取組に関与した。同地裁の民事部は2か部あり、各部とも部総括1，右陪席2，左陪席1名の構成であったが、長期未済事件が滞留していたほか、右陪席の支部てん補等のため、合議の時間を十分に確保することができない状態にあった。そのため、合議を充実させなければという意識は持ちながらも、そのような環境にないことを言い訳にして、合議充実の取組に消極的になる傾向があった。

また、他の庁で行われている方策を単純に試みるだけで、自分の庁の実情に合った方策にしようとする努力が不十分なため、成果が上がらない状態にあったと思われる。

以上のとおり、合議充実の取組が進まない要因として、長期未済事件が多いから取組は困難であるなどの言い訳をしがちな裁判官のメンタリティと、庁の実情を踏まえた方策にする意識の乏しさが挙げられる。

2 対応策とその効果

そのような状況下で、平成27年4月、合議充実のための付加定員1が増配置されたことから、部総括の単独事件の負担を軽減し、合議事件の処理及び部のマネジメントに力を注ぐ環境を整えることができた。もともと、当時は相当数の長期未済事件が係属しており、増配置によって生じた余力のうちの相当部分は、しばらくの間、その処理に充てざるを得なかったが、それでも、増配置された以上、取組を進めないわけにはいかないという意識を持たせるという大きな効果があったと考えられる。特に部総括にとっては、単独事件の負担が軽減されることは、それによって生じた余裕を何に使ってくれるのかという陪席からの厳しい視線にさらされることを意味することから、陪席が納得するだけの取組をせざるをえない状況に追い込まれることを意味する。このように、合議充実の付加定員は、裁判官、特に部総括の心理面において「退路を断つ」ための有効な手段である。

増配置後の取組の内容は多岐にわたるが、庁の実情を踏まえた方策としては、以下のようなものが挙げられる。

- (1) 左陪席は、係属している事件全体を見渡しながらか、長期的な視点から進行をコントロールしていくことがうまくできず、過度の負担を特定の時期に集中させてしまう結果、仕事の質を低下させ、努力しているのに成果が上がらないという悪循環に陥ることが多い。その結果、右陪席や部総括の仕事の質も低下することになる。大分地裁でも、このようなマネジメントは不十分であった。そこで、係属中の全合議事件の一覧表を作成し、これに各事件の争点整理、尋問、判決等の予定時期を記載することとした。これにより、全裁判官が全合議事件の進行予定を把握でき（特に右陪席にとっては、自分が構成員となっていない事件の進行状況も把握できる点大きい。）、これをもとにスケジュール調整をすることが可能となり、計画的に起案をすることができるようになった。
- (2) 右陪席の関与の強化は重要ではあるが、右陪席の状況を十分に踏まえた方策が採られなければならない。大分地裁においても、部総括より単独事件の負担が重く、支部てん補や非訟事件の負担もある右陪席の状況を考えると、全合議事件について、部総括や左陪席と同様の関与をすることは現実的でなかった。そこで、右陪席の関与の在り方について、①審理の全過程で全面的に関与する事件、②節目節目で関与する事件、③主に弁論終結の際に関与すれば足りる事件に分類し、関与の程度にメリハリをつけることとした。また、右陪席には原則として記録を熟読することを求めず、左陪席に口頭で説明させたり（これにより、左陪席の要点把握能力及び口頭表現能力の向上も図られる。）、部総括と左陪席との間で行われる日常的な議論を聞く中で概要を把握した上で、補充的に記録を読めば足りることとした。さらに、右陪席が支部てん補などにより在席しない場合には、左陪席と部総括とで暫定的な合議をした上、右陪席が在席するときに、左陪席が議論の内容を伝えて続きの合議をすることも制度化した。これにより、右陪席は、部総括の目が十分に届いていないと思われる部分を補ったり、左陪席から日常的な相談に応じる形でOJTを補助し、部総括と

左陪席との橋渡しをしたりする役割を十分果たすことができるようになった。

- (3) 受命の在り方についても、これを固定的に考えずに、いろいろなパターンを設けて、事件や部の状況に応じてフレキシブルに対応できるようにした。具体的には、部総括と左陪席との二人受命、左陪席単独受命などのほか、部総括と右陪席との二人受命や、右陪席と左陪席との二人受命も設けた。これにより、裁判官同士がさまざまな形で刺激を与え合うこととなり、審理の質の向上のほか、裁判官の力量向上を図ることができるようになった。
- (4) 右陪席の合議事件への関与に限度があるとなると、それを補うために詳細な期日メモを作成するという流れになりやすい。しかし、それでは主任裁判官の負担をいたずらに増やすだけであり、他の事件の処理にも悪影響を及ぼすことになる。そこで、期日メモは、求釈明事項、心証、見通しなどをきちんと記載することとする一方で、提出された準備書面の概要は原則として記載せず、口頭で伝えることを共通の認識とした。また、一つの部では、弁論事項も記載せず、書記官があらかじめこれを記載したミンタスの出頭カードを利用することとした。これにより、合議事件の事務負担が軽減され、陪席も合議事件を増やすことに心理的な抵抗感が和らぎ、合議事件数の増加につながった。
- (5) 判決言渡しの直前又は直後に各合議体で審理を振り返り、審理の進め方について、反省点や改善策を検討することにした。率直な意見交換が遠慮なく行われており、審理の在り方の改善、ひいては裁判官の育成にもつながるものとなった。
- (6) 合議充実に特化した意見交換会を各部内で行うほか、民事部全体でも、2か部の部総括間、右陪席間、左陪席間でも行うこととした。また、民事部全体で合議充実に向けてのアイデアを出し合った。それ自体の効果のほか、取組を積極的に進めようとする意識を涵養する点でも大きな効果があった。

3 所長の役割

合議充実の取組を進めていく上で、裁判官、とりわけ部総括の意識が重要であることは言うまでもないが、合議充実の付加定員が認められ、長期未済事件の滞

留が解消され、事件負担も軽くなると、つつい緩みがちになり、当初の合議充実の意識が薄れてしまうおそれがある。所長としては、付加定員が認められた場合には、それだけの成果が求められること、付加定員は時限的な措置であり、いつまでも維持されるわけではないことを全裁判官、特に部総括に認識させなければならない。

次に、意識はあっても、具体的にどうすればよいか分からない裁判官や、実情に合わない借り物の方策を実施している裁判官に対しては、全国各庁でどのような方策が実施されているのか、情報を収集し、自らも方策（アイデア）を考え出すようにアドバイスをした上、それらの方策のうち、その庁の実情に適していると思われるものを選び出して試すことを勧めなければならない。そして、その結果を検証し、修正していくことを忘れないように注意喚起しなければならない。このうち、全国各庁でどのような方策が実施されているかの情報は、事務総局においてこれまでも提供していただいているところであり、今後も継続していただけるようお願いしたい。それ以外のものは、やらされ感が生じないよう、裁判官が自ら主体的に行うことを基本とすべきであるが、所長も、放任するのではなく、先輩裁判官としてコーチすべきである。コーチするに際しては、これらの試みに寄り添い、支え、励ますという態度が望ましく、軌道修正を促す場合でも、否定的な視線で批判されているのではなく、肯定的な視線で励まされていると感じさせるような態度を見せるべきである。なお、これらの働きかけは、その対象を部総括に限定する必要はなく、陪席に対しても行うことが望ましいと思われる。

1 事件処理の実情及び課題について

刑事関係で検討の必要性が高いのは、裁判員裁判の運用に関して、公判前整理手続が長期化していること及び遺体写真等の刺激の強い証拠を取り調べた結果、裁判員が体調不良を来すという事例が見られていることであると思われる。この2点に絞り、当職が福岡地裁で事件を担当した経験等を踏まえて意見を述べたい。

(1) 公判前整理手続について

ア 福岡地裁の実情をみると、自白事件の公判前整理手続期間は、平成24年頃までは全国平均と同様であったが、起訴後の早期打合せと早期期日予約の取組が継承されて平成25、6年以降は短縮化傾向が表れ、平成28年に終局した自白事件の13件中6件は、ほぼ4か月以内で処理されている。過去に公判前整理手続の長期化が問題となった際には、裁判所部内の検討を踏まえて、法曹三者協議会等で公判審理の対象は公訴事実と重要情状事実であることを確認した上、検察官に対しては捜査の結果を再構成して骨太の主張・立証を行うべきこと、弁護人に対しては総花的・網羅的反証は真に弾劾したいポイントが何か分かりにくくなることを伝え、裁判所が望ましいと考える冒頭陳述のサンプルも示すなどして、主張立証の詳密化の防止と公判準備の迅速化を働きかけた。平成27年初めには、ポイントを押さえた証明予定事実、予定主張等のサンプルを法曹三者協議会で提示するなどして、公判準備の在り方等についてイメージの共有に努めた。このように審理や公判準備の詳密化を防ぐための当事者に向けた発信が繰り返し行われたことが全般的に公判前整理手続の長期化を防ぎ、自白事件の公判前整理手続期間が平成25年以降短縮化した要因の一つとなっているのではないかと考えている。裁判官が取組の必要性を実感し主体的に取組を進めている実情が窺え、これらの取組は福岡高裁管内の裁判官にも年2回の協議会等を通じて共有されている。

イ 他方、全国データによると、公判前整理手続期間は平成24年にかけて長

期化し、平成27年以降再び長期化している。庁によってデータの数字にばらつきもあり原因を的確に把握することは難しいが、裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第28回）では、審理予定の策定に必要な範囲を超えた事実関係の整理が行われていることに一定の関係があるのではないかと指摘されている。この指摘のとおり、必要以上に詳細な情報を取り込む現象が生じていて、それらが公判前整理手続の長期化につながっている面があるとすれば、過去の歴史に照らして精密すぎる司法の再現兆候とも考えられる。今のうちに、裁判員制度発足時に検討された議論の成果や裁判員と裁判官の実質的な協働を確保するという裁判員裁判の究極の目的を再確認し、法曹三者に浸透を図ることは、有意義なことと思われる。

ウ その観点からは、課題として次の3点を再確認する必要があると考える。

第1は、公判審理の対象は公訴事実と重要情状事実であること及び争点とは認定される犯罪事実の有無・範囲及び刑の量定の結論を導く上で裁判体による判断が必要なものをいうという点である。ともすれば、検察官は詳細な捜査の結果の多くを公判に上程しようとするし、弁護人は総花的・網羅的な争いを展開しがちであるが、裁判官としては、前記の判断が必要なもののほかは過度に立ち入らないよう適切に裁断し、核心部分は何かを的確に把握して、そこに焦点を当てる意識を再確認する必要があるように思われる。第2は、裁判員が法廷で見て聞いて心証形成できる審理を実現するという点である。裁判員が法廷で心証形成できる審理とするためには、当事者の詳細傾向に流されずに、非法律家である裁判員が法廷で処理可能かどうかという観点からも情報量をコントロールする必要があるという点を再度強く意識する必要がある。第3は、公判中心主義の徹底という点である。公判前整理手続の長期化・詳細化は公判審理の先取り現象であるが、裏を返せば公判審理が公判前整理手続のレビューとなっていることを疑わせる。公判審理は公判前整理手続であっても先行手続のレビューであってはならず、公判前整理手続は公判準備として審理計画の策定と判断の分岐点を確認するにとどめるという意識

の再確認が必要である。

(2) 遺体写真等の刺激の強い証拠について

遺体写真等の刺激の強い証拠を取り調べた結果、裁判員等が体調不良を来すという事例が見られており、不必要に重い負担を裁判員等にかけない運用を確立することが大きな課題である。個々の事案において刺激の強い証拠の取調べの必要性がどの程度あったのか不明であるため具体的な指摘は難しく、一般論にはなるが、前記事例が見られていることに照らすと、行為態様等の悪質さを立証することにより刺激の強い証拠を取り調べる必要性が認められる範囲はかなり限られるはずであることにつき理解を深め、個々の事案で必要性を厳密に検討する必要があるように思われる。また、裁判員等の中には刺激の強い証拠に対して抵抗力の弱い方が少なからず存在し、かつ、自分の限界ぎりぎりまで負担に耐えようとする傾向が強いことも再認識する必要がある。そのようなことも踏まえ、裁判所は、刺激の強い証拠の取調べの必要性について適切な基本スタンスを確立して対応する必要があると考える。

2 司法行政上の方策等について

公判前整理手続を含めた裁判員裁判の適正な運用に向けて必要と思われることは法曹三者が前記の各点を再確認し、その浸透を図ることであり、その出発点は裁判官の意識の再確認であろう。所長の関与の仕方や方策の具体化は難しい面があるが、次のようなことは可能ではないか。

現場の裁判官は真摯に個々の事件に向き合っているが、それだけに事件処理に没頭し長期的・大局的視点が手薄になりがちのように見える。裁判員裁判の運用が在るべき方向に進まない現象が生じるのは、個々の事件処理に没頭する余り、長期的・大局的視点がやや疎かになっていることにも一因があるのではなかろうか。そうだとすると、所長において不断にこの視点を現場の裁判官と共有し、個々の事件処理を通じて裁判員裁判の実務及び当事者の活動を在るべき方向に変革していく意識を現場の裁判官に保持してもらうことが、課題克服の出発点として意味あることのように思われる。

裁判員裁判の適切な運用の確立は、刑事訴訟法施行後約60年かけて形成されてきた「『精密司法』・『詳密な審理および判決』という表現によって象徴されていた刑事裁判実務の方向性」を根底から見直し（「裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方」2頁）、新たな刑事裁判実務を打ち立てるという刑事司法システムの大変革である。この運用の確立は、過去の歴史からみても短期的視点によって成し遂げることができるような容易な作業ではなく、当事者に対する働きかけを地道にかつ粘り強く繰り返しながら、長い時間をかけて取り組み続けなければならない営みであるという意識、及び刑事司法システムの変革という大きな視点から個々の事件処理を見つめて、一歩ずつ理想型に近づくよう努力する必要があるという意識を現場の裁判官と共有することから始めてはどうかと考える。

(函館地家裁)

- 1 全国統計をみると、高止まりしていた裁判員裁判の審理期間が昨年度（平成28年度）は更に長期化している。手続段階別の平均日数についても、各段階の期間が短縮されず、特に弁護士から予定主張が出された後の期間が長くなっている。直近の有識者懇談会（第28回）においては、裁判所が、対立の激しい事件で適切に訴訟指揮権を行使できていない、事実認定のしやすい争点整理にこだわる、審理予定の策定に必要な範囲を超える事実関係の整理が行われている等が長期化の要因として指摘されている。裁判員の負担軽減の問題についても、東京地裁刑事部の申し合わせの周知が図られ、それに準拠する形で各庁の申し合わせがされているものの、問題の発生がなくなった訳ではなく、それが実際にうまく機能しているか疑問もある。
- 2 これらの点は、裁判員裁判の開始当初から課題とされ、長官所長会合でも議論が重ねられ、各庁において様々な形で改善に向けた努力がされてきたところである。それでもなお、上記のような状況にあるということは、問題の根深さを表すとともに、各庁で行っている対策が有効なものになっているか再検証する必要性を示すものといえよう。公判前整理手続の各段階に問題が生じていないか、段階ごとに各庁で検討しなければならないことは当然であろう。しかし、一方で、数字上に表れた審理の長期化が、現場の裁判官のみに改善を求めべきものかも冷静に考える必要があるだろう。裁判員裁判開始当初とは違い、長期化してもやむを得ない事情も多くなっているように思われる。当職自身、現場で裁判員裁判を担当していた際には、特大事件を抱えて自白事件の期日が入りにくくなったり、2年ほど追起訴が続いた多数名の共犯事件が訴因変更により麻薬特例法違反事件になるといったことを経験しており、長期化することもある程度はやむを得ないとの思いがある。同様の思いを抱く現場の裁判官も少なくないのではないだろうか。したがって、長期化傾向がみられる場合でも、その原因を分析するとともに現場の実情も十分に把握した上、担当裁判官に改善を求めべきものか、それとも庁としての優先順位等を考えた上で、司法行政上の措置を取って改善を図るべきも

のかを見極めることが必要である。必要な場合には、所長において、負担の公平を図るため、当該部について配てん停止の措置をとるだけでなく、係属する事件の他部への割換え等も含めた果敢な措置を講ずるべきであろう。

- 3 ところで、有識者懇談会における指摘は、重要な問題を含んでいると思われる。特に、裁判所において、当事者が事案の真相と考えるものに反してまで、評議を進めやすいように争点整理をしようとしているのではないかと疑われていることは厳粛に受け止めるべきであろう。そこまでには至らなくても、評議をうまく進めたいとの思いは、知らず知らずのうちに詳細な争点整理や審理計画の策定につながり長期化の大きな要因になる。評議を念頭に置いて争点整理をすることは必要なことではあるが、それが誤った方向に向かわないように常に注意を払うべきであろう。公判前整理手続の目的や裁判員制度の趣旨に絶えず立ち返り、各段階で行うべきことと、その限界について十分に意識することが必要ではないだろうか。事例検討会等では既済事件を扱うことになるため、証拠調べの結果をみて議論することになりがちである。そこにおける、必ずしも適当とはいえない批判が、先のような扱いに向かわせている懸念もある。証拠内容に直接触れられない中で、何ができて何をすべきであったかが議論されるべきである。

裁判所が適切に訴訟指揮権を行使できていないとの指摘もされている。公判前整理手続の中で争点整理を円滑に進めて早期に審理計画を策定するには、裁判所において、想像力を働かせながら当事者の主張の意図を的確に把握し、十分な議論をして、犯罪の成立や量刑上意味のある争点を見極め、それを判断する上で重要な事実や必要な証拠を整理していかなければならない。これを可能にするには、実体法や訴訟法の知識に裏付けられた洞察力が求められ、裁判所の実力が問われることになる。ただ、裁判員裁判で問題になることはある程度類型化している。自白事件の公判前整理手続や審理運営の進め方はある程度確立され、否認事件についても典型的なものは司法研究や実務家の論考等といった争点整理を行う上で参考になるものが多数存在する。これらに示された基本的な考え方を十分に理解していれば、通常の事件処理には困らないはずである。うまくいかないとするれば、

理解が表面的なものに止まり、あたかもマニュアルの様に扱い、背景にある考え方を理解しないまま、型にはまった争点整理をしようとしているからではないだろうか。例えば、殺意や責任能力を当事者が争うことをおかしいと感じる場合であっても、犯行の態様や動機、非難可能性の程度等といったことは、量刑評議の中でも当然議論しなければならないことであり、無理をして争点から撤回させることの意味に乏しい。量刑と責任能力の考えの根幹は同じで、争っているのは被告人の意向によるところが大きく、例え、撤回させても量刑の場面で形を変えて持ち出されるといったことに思いを致し、大局的な立場に立って公判前整理手続を進めることが必要ではないだろうか。

4 刺激証拠の問題も同様の視点が重要ではないだろうか。裁判員裁判に関わる者は、この点の知識を一応は備えている。しかし、具体的な事件で適切に対応するには、申し合わせの背景にある基本的な考え方を理解し、一般市民と法曹の感覚の違いを念頭に置いた上、事案の特性に応じて想像力と応用力を働かせた、きめ細かな配慮ができるようにしておく必要がある。最近では、検察官や弁護人も一定の理解を持っており、通常の事件ではこの点が問題になることは少ない。そのため問題が起こったと聞いても、他人事のように捉えている面はないだろうか。常日頃からこの問題に高い関心を持つよう、裁判員経験者意見交換会を積極的に傍聴するよう勧めるとともに、普段の裁判員裁判の中でも一般市民との感覚の違いに注意を払うよう指導する必要があると考えている。

5 当庁の場合は、事件数も少なく（制度開始からの総数が40件程度にとどまっている）、しかも、自白事件が3分の2ほどに達し、否認事件は殺意否認や責任能力等の典型的な争点のものが大半であるため、直近6年間の審理期間は全国平均を大きく下回っている。昨年度（平成28年度）は例年よりも長期化がみられたものの（自白事件に限れば5件、6.5か月であった）、訴因変更により裁判員裁判になった事件があったため、やむを得ないものであった（この事件を除くと3件、3.9か月であった）。争点整理は比較的簡潔で、人証中心の審理が実現できており、当事者が公判で提出する冒頭陳述や論告弁論もA4あるいはA

3用紙1枚程度にコンパクトにまとめられたスマートな審理が行われている。しかし、これらは重大事件や複雑困難事件がなく、事件の内容が先のとおりのもので、裁判員裁判に関与する弁護人も限られ関係者に経験の蓄積が見られる等の特殊事情に助けられている面が大きいように思われる。そのような中でも、関係者の全てが量刑の考え方を十分に理解している訳ではなさそうであり、責任能力が問題となる事件でも、鑑定人や専門家証人により機序等の重要な点の説明が十分になされていない等の問題がみられる。当庁の裁判員裁判を更により良いものにするには、法曹三者意見交換会等で、基本的な事柄の議論を尽くして、関係者の間でこれらに対する理解を深める必要があると考えている。

6 裁判員裁判が開始され8年が経過し、この間に法曹三者あるいは各内部での勉強会が制度化し、それぞれの立場でノウハウの蓄積が進み、相互の信頼関係も構築された。そのため、典型的な事件では、大きな意見対立もなく順調に事件を進行することができる。重大事件の係属がない小規模庁では、当庁とほぼ同様の状況にあるものと思われ現状に満足してもおかしくない。そのような中で、問題点を見いだして非典型的な事件等にも柔軟に対応できる力をつけるには、基礎的な事柄に対する理解を更に深めることが必要だと考えている。当庁では対策として、当職において、判決を見て気付いた点や勉強会の結果報告を受けた際に感じた疑問点を指摘し、量刑の考え方や鑑定人で行うカンファレンスの目的等といった基本的な点の確認に努め、争点整理の進め方についても議論するようにしている。今後は司法研究等を題材にして、量刑の考え方や難解概念等の考え方について議論し理解を深めるようにしたい。

1 事件処理の実情及び課題

(1) 取組と実情の変化, 改善 (論点事項 1(1)イ)

ア 後見関係事件

部総括裁判官及び管理職員のミーティングによる認識共有を徹底するとともに、主任書記官を中心とするチームを組織して、主任書記官が係書記官を的確に指導できる態勢を作り、裁判官、主任書記官、係書記官という縦の連携と、他のチームで同じ事務を分担している書記官同士の横の連携を強化したところ、平成28年4月以降は、係が独自の処理をすることなく、統一した事務処理を行うとともに、活発な意見交換ができる組織となり、係書記官の提案から多くの事務改善が実現している。支部との認識共有・処理方式の統一という課題については、従前は、本庁と支部の間でマニュアル等を共有する意識が本庁側も支部側も希薄であったが、同年4月以降は、本庁と支部の連絡態勢を強化し、月1回、両支部の担当裁判官と書記官が本庁に集まるなどして緊密に情報の交換を行うようになった。現在では本庁がマニュアル等を変更する場合は支部に求意見をし、変更した後は速やかに支部に提供するなど緊密に意思疎通を行うことで両支部とも本庁と同じ方式の下で円滑に事務処理を行っている。

イ 家事調停

当庁では、調停運営の改善について、各職種が連携した、当事者に分かりやすく解決力の高い手続とするため、裁判官、書記官、家裁調査官からなる検討チームを中心に取組を行っている。平成26年4月からは、手続の透明化、当事者の手続保障の見地から、調停期日終了時に当事者双方を同席させて、その時点における調停の到達点を認識共有する取組(終わりの会)を実施している。家裁調査官の関与については、家裁調査官の中核的な役割・機

能を踏まえて、面会交流が問題となる事件について効率的な調査官関与の在り方を示した運用モデルを作成した。平成27年11月からは、未成年の子がいる夫婦関係調整調停の当事者に対して、子の福祉について共通の認識を持って貰うために、家裁調査官が子への配慮に関する知識を伝える集団型の説明会（親ガイダンス）を行っている。書記官の調停への関与については、書記官は、事件の進行に関する情報、トラブル防止や身障者配慮のために必要な情報等を裁判官や家裁調査官に迅速に伝え、調停委員を含む関係者との情報共有に努めているが、日常業務に忙殺されており取扱いの統一には至っていない。書記官事務の合理化を進め書記官のハブ的機能を一層高める取組が必要である。調停の充実には調停委員の研修の充実が必須であるところ、通達研修、自庁研修及び調停協会が主催する自主研修を有機的に関連させるよう調整するとともに、調停委員に配付する資料の改訂作業を行っている。

これらの取組の効果検証として、平成28年には、当事者や調停委員に対しアンケートを行ったり、調停委員との意見交換をしたり、統計分析をしたりしたところ、調停委員には終わりの会、親ガイダンスともその後の調停手続の進行に有益であったと評価する意見が多くみられ、親ガイダンスについては約90%の当事者が「参考になった」と回答し、親ガイダンスを受講した申立人の事件は、受講しなかった申立人の事件より調停成立率が約10%高かった。しかし、本庁の平成26年から平成28年の、調停事件全体の成立率と調停に代わる審判で確定した率とを合計した調停解決率はほぼ横ばいで、調停の審理期間は緩やかな長期化傾向にあり、未済事件数は増加している。近年、子の監護等をめぐる当事者間の対立は厳しく、時間をかけた調整をしないと合意に至らないケースも増えていることから、審理期間の長期化傾向や未済事件の増加をもって事件処理の質の低下と即断することはできないものの、このような結果を真摯に受け止め、長期化傾向や未済事件の増加の原因の分析と対策の検討を行う必要がある。また、終わりの会の実施率や親ガイダンスの参加率は満足できるものではないので、これらの取組を進め

るとともに、効果検証も多角的に続け、手続の改善に繋げる必要がある。

ウ 調停と人事訴訟の連携，人事訴訟の長期化防止

調停と人事訴訟との連携については、個々の裁判官において、調停における子の状況等の家裁調査官調査の実施、財産分与が争点となる調停での調査嘱託等の実施、共通の財産目録の作成の提案などを行っていたところ、昨年の長官所長会同の後、PTを立ち上げて本格的な検討を始めたが、PTに参加した調停担当裁判官と人事訴訟担当裁判官との間で、調停自体の充実を踏まえ手続全体を通して紛争解決機能を高めていく方向での意見交換がされず、細かい手続分担の議論に陥ったため、取組は進まなかった。本年4月以降、態勢を強化し、取組の目的を再確認した上で取組を進めることにしている。人事訴訟の長期化防止については、これも昨年の長官所長会同の後にWGを作り検討を行っており、こちらは地裁における争点整理の充実の議論を参考に問題点の洗い出しをして、具体的な審理充実策を作成中である。

(2) 取組に対する裁判官の意識と実情（論点事項1(1)イ）

後見関係事件については、部総括裁判官は庁全体の取組の必要性を十分認識し、精力的な取組を続けている。支部の裁判官も後見関係事件をメインに担当している裁判官は、取組の必要性を実感して主体的に取組を進めている。

家事調停等の運営改善の必要性に対する裁判官の意識は、総体として深まっていると思われるが、取組の必要性に対する理解の程度は、裁判官によって差があるのが実情である。その要因は、家裁の裁判官は、単独で事件を処理しているため、自分の事件の処理に意識が集中しがちで、事務の改善のために工夫していても、それを部全体、庁全体の取組に発展させようという意識が十分ではないように思われる。特にベテラン裁判官は、自分の処理方法に沿った方式なら受け入れるが、異なると受け入れないという態度になりがちで、他の裁判官や他職種と連携して事件を解決する意識が薄いと思われる。前述した調停と人事訴訟との連携の議論が進まなかった背景には、裁判官のこのような意識があったものと思われる。

(3) 裁判官同士の意見交換と裁判官の実感（論点事項1(1)ウ）

ア 部の機能の活性化の議論を受けて、当庁でも部総括裁判官は意識的に部内において議論をするよう心掛けている。家裁は、各裁判官の担当事件の共通性が高いことから、意見交換をする題材が多く、意見交換がし易い環境にある。部における意見交換は、個々の事件処理に必要な話題が中心であるが、各部にいる調停の運営改善の検討チームの裁判官が話題にすると、運営改善に関する意見交換もされている。平成28年7月以降、所長の提案で、月1回の家事部裁判官昼食会の機会を利用して、大阪家裁と大阪高裁の判断が異なった事件について検討会を行っている。事件ごとに若手裁判官を発表者に指名し、簡単な発表を前提に自由な議論をしている。調停の充実以外にも各種PT活動が行われており、裁判官同士のほか書記官、家裁調査官と意見交換をすることにより、特に若手裁判官にとって、庁としての課題に取り組む意識の涵養に役立っている。

イ 当庁には、当庁で初めて家事事件を担当する若手裁判官が多いが、いずれかのPT活動に参加して課題に取り組んでおり、所長と陪席裁判官との昼食会などで聞くと、部内でもPT活動でも活発に意見交換をしていると述べている。彼らの発言や上訴事件の記録を見ていると、若手裁判官は着実に力量を向上させているものと思われる。

2 司法行政上の方策、裁判官の力量向上のための方策（論点事項1(2)）

(1) 司法行政上の方策

後見関係事件については、事件処理は一応安定しているが、このような運用に至ったのは、優秀な書記官を多く後見係に配置し、首次席書記官及び局次長室の丁寧なバックアップがされた成果であり、今後人が変わっても同様の運用が継続できるよう、所長としても態勢整備等司法行政面の目配りが必要である。また、成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が決定されたことから、地方自治体や専門職団体等への働きかけなど庁を挙げた取組が必要となるので、所長は事件部や事務局と緊密に連携してバックアップをする必要がある。

家事調停の充実、人事訴訟との連携等については、所長は、その時々家庭裁判所の課題を部総括裁判官及び支部長に説明して問題意識の共有を図り、陪席裁判官にも直接課題を説明する機会を設けるとともに、庁全体で取り組むためのPTの設置を促すなど検討の枠組を作って後押しをする必要があり、検討結果については随時報告を受け、必要な場合は挺入れをすることが望まれる。

(2) 裁判官の力量向上のための方策

所長は、裁判官に対して、家庭裁判所をめぐる最新の課題を情報発信して考える契機を与えるとともに、意見交換や発表の場を設けることで裁判官の力量を向上させることが考えられる。具体的には、①部総括裁判官に対し、リーダーシップをもって部内での議論を活発にするよう呼び掛ける、②課題に応じたPTや勉強会等の設置を呼び掛ける、③陪席裁判官と昼食会等を行い、家庭裁判所や家事部の現状や課題について意見交換をする、④上級審の裁判官との意見交換会が行われていない庁ではその設置を高裁に提案する、⑤弁護士会の研修に講師として裁判官を派遣する提案を弁護士会にすることなどが考えられる。

(秋田地家裁)

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

(1) 事件処理の実情及び課題

この間、家事事件手続法の趣旨に沿った手続運用、裁判官の調停への効果的
関与の取組みを継続し、調査メニュー、面会交流プログラム、子供を考えるプ
ログラムについて調停委員を含む関係職種に対し周知に努めた。 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 現在、
年2回実施している支部長協議会（民事、刑事、家裁、司法行政をテーマとす
る）が管内裁判官による意見交換の場であり、後見監督の問題について管内の
裁判官による率直な意見交換の場が十分に持っていない。なお、本庁裁判官が
出席して後見担当書記官を対象とした事務打合せを年2回行っているが支部長
は参加しておらず、そのようなこともあり事務処理方法は統一されていない。
本庁から支部裁判官に対し新しい施策に関する情報提供を行い、裁判官会議な
どの際に本庁裁判官から研修や協議会の結果報告をするなどしているが、新し
い施策の趣旨、必要性を理解しない裁判官、他の裁判官と積極的に意見交換し
相互批判することを良しとしないメンタリティを持つ裁判官が、主に中堅層に
一定程度存在するよう感じる。調停事件、人訴事件についても、各裁判官が
それぞれ事件処理の質を向上させる取組に関わっており、取組に対する積極性
は裁判官次第のように思われ、裁判官同士の意見交換は活発でない。以上から、
全体では目立った変化や改善は認められない。

本庁の家裁裁判官は本年3月まで刑事合議事件の右陪席も兼務しており、裁

判員裁判の公判が行われると家事事件を担当できず、多忙な中で長期未済事件を含む事件処理、各種研究会、委員会活動（本庁では、家事部会の下に小委員会（審判、調停は月1回程度開催）、PTが存在し、それらを主宰して各課題に取り組むことが必要で、負担は相当重い。）をこなしてきた。家裁裁判官は支部を含む家裁全体のことまで目配りしにくい状況であった。

(2) 今後の司法行政上の方策

他の裁判官と積極的に意見交換し相互批判することを良しとしない裁判官のメンタリティをどのように改めていくかは重要な課題であると考えます。

小規模庁である当庁において、家事事件を担当する支部長はいずれも民事、刑事も担当しているから、秋田の裁判所全体で、他の裁判官と積極的に意見交換し相互批判する風土が形成されれば、結果的に家裁においても率直な意見交換が行われることとなり判断の質向上に繋がると考える。もちろん、家裁独自の施策の推進とその検証は必要である。

本庁民事部において、部総括裁判官がリーダーシップを発揮して、たな卸、裁定合議の積極的運用、合議相当と思料する支部事件の積極的な回付、右主任事件の採用など部の機能強化、合議強化に取り組み、合議の活性化や事件処理の成果が出始めている。本庁民事部には、支部長と兼務し週2日右陪席として勤務する裁判官（判事）がもともといるほか、支部長と兼務し週1日本庁で勤務する裁判官（特例判事補）を本年2月から右陪席に加え、さらに、その頃から、支部に係属する国賠訴訟を本庁に回付したうえ合議決定し当該支部長（判事）が合議事件の右陪席として審理に関与することとなった（当面裁判長と左陪席が受命で争点整理手続を行い、期日ごとに当該支部長と電話などで意見交換をしている。）。今後もこのような取組を継続、発展させ秋田の裁判所全体で他の裁判官と積極的に意見交換し相互批判する風土を形成していきたい。所長としては、部総括裁判官がリーダーシップを発揮しやすいような環境作りに心掛けている。たとえば、本年2、3月にも地家裁の全裁判官と面談を行い、陪席裁判官に対しては部総括裁判官とともに部の機能強化に取り組み裁判官として成長する意義を重ねて伝え

た。本年4月の異動期に複数の支部長が交代するので、新支部長に対し、着任早々ガイダンス（所長のほか各首席、事務局長が各支部の実情、課題等を説明する機会）を実施し、さらに早めに支部長協議会を開催し当庁の実情、課題を伝え管内の裁判官で意見交換を行う予定である。さらに、裁判官会議などの際、所長から管内の裁判官に対し、裁判所全体の課題に関する情報を伝えている。

本年4月から、付加定員の回収により裁判官（判特）が実質1名減少した中で、家裁の紛争解決機能を高めていくため家裁裁判官から刑事合議事件の右陪席の仕事を外し家事専任の裁判官とした。家事専任裁判官に対して、自己の事件処理だけではなく、管内全体の課題への目配り、適切なリーダーシップ発揮などを要請している。所長と家事専任裁判官が事務局幹部を含む幹部と司法行政的な問題を含む課題について意見交換する場がなかったので、今後そのような場を月一で持つこととした。なお、家事専任裁判官は事件処理能力だけではなく多角的な能力が必要なポストであり、今後もそれにふさわしい裁判官の配置を検討いただきたい。

昨年11月高裁支部の裁判官との意見交換会を新たな方法で実施し、民事分科会は高裁裁判官が選択した事例（隣接する県の地裁支部の事件）を題材に行ったが、高裁の陪席裁判官が事件の感想を話す程度で、真の意味の意見交換はなされなかった。準備段階における高地裁間の意思疎通が十分でなかったと思われ、今後再検討が必要である。なお、全国的には高裁裁判官との意見交換の場を日頃持っているところもあると聞くが、控訴があれば確実に担当裁判官となる高裁裁判官との意見交換の実施に危惧感を持つ裁判官も少なくなく、秋田だけで実施するのは困難であると認識している。仙台に勤務する高裁裁判官と行うならば、問題はないであろう。さらに、外部からの厳しい批判が裁判官の成長に有益であるから弁護士から裁判官に対する辛口のコメントをもらうことは有益だが、当庁で実施するのは困難である（なお、秋田弁護士会で若手弁護士向けに実施するベテラン弁護士の講演会を本庁裁判官が傍聴する予定である。）。先日大阪弁護士会所属弁護士の講演録をミンフォで提供いただいたが、今後もそのような情報提供を

お願いしたい。前任庁（静岡地家裁）において、TV会議を活用して後見監督について本庁、支部の裁判官、書記官らによる意見交換会を継続的に行っていた。当庁の支部にTV会議の設備が設置された後は、裁判官、書記官らで意見交換を行う機会が限られているという実情に対応できると考える。控訴審判決を他の裁判官にも回覧し、それを素材に裁判官同志意見交換を行うことが裁判官の成長のため有用と考える。前任庁（民事）で行っていた擬似合議も一方法である。裁判官の視野を広めるため司法研修所への研修参加を促すべく、他庁の実例を参考にして本年4月応募型研修について一括募集することとした。支部長抜きで行っている上記書記官事務打合せについては再検討したい。現在、県内の交通事情もあり（特に鹿角などの県北と本庁とは移動に時間がかかる。）、調停委員の研修会は県内3地域（本庁、県南、県北）においてそれぞれ別々に行ってきた（本庁が支部に対し題材などの情報提供はしてきた。）が、今後年1回は本庁でまとめて行い、その中で管内の調停委員全体に対し今家裁が抱えている大事な課題を伝えていくこととしたい。

平成29年6月21日

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

日本国憲法の施行と同時に新しい裁判所制度が発足してから本年5月で70年が経過しました。戦後の混乱期から高度成長期、バブル経済期を経て、グローバル化への適応を模索する現在に至るまで、我が国の社会経済情勢は大きく変遷してきました。そして現在、国際的な影響に止まらず、情報技術の発達に伴う情報化社会の進展の一方、人口減少や少子・高齢化、地域における過疎化などの重要な変化に直面しています。しかも、世界は、ここ数年、更にダイナミックな構造的変化を見せているようにも思われます。このような中、我が国の司法においては、これまで、各分野における手続法の改正のみならず、司法の制度的基盤や人的基盤、あるいは国民の新たな司法参加に及ぶ広範な改革が実施され、裁判所は、その都度、態勢整備や運用の構築等の対応に努めてきました。裁判所を巡る情勢は、国際化の一層の進展を含め、今後もこれまでの予想の範囲に止まらない変化を続けていくことが見込まれ、国民の権利を保護し、また、適正な法的紛争解決を通じて法の支配を実現・確保するという裁判所の不変の使命を果たしていくた

め、国内外の諸情勢の変化に適時適切に対応して、司法に対する国民の信頼をより強固なものとする努力を続けていく必要があります。我が国の司法機能に期待される質の水準が高まっていると見られることは、これまでも指摘してきたところですが、そのような期待に的確に応えるべく、裁判所組織全体として有効な方策を講じていくとともに、裁判官を始めとする各職員において、国民や社会から期待される水準の質の確保という意識を強く持ち、それぞれの職務に励むことを望みます。

また、裁判所がその使命を適切に果たし社会の期待に応えていくためには、裁判所での安全が確保され国民が安心して裁判所を利用できるよう計らうことに留意する必要があります。先週、保釈中の被告人が法廷内に刃物を持ち込み、傍聴席にいた警察官に切りつけて怪我を負わせるという事件が発生しました。このような事案については、これまでもその都度相応の対応をしてきたところですが、今回のように、傍聴席にいる方に危害が加えられたことは、近時例がなく、裁判の公開という理念を脅かしかねない事態であって、深刻に受け止める必要があります。被害を受けた方に心よりお見舞い申し上げるとともに、裁判所全体

として、再発防止に向けて一段と工夫を加えた取組を進めていく必要があります。

少子・高齢化や家族の在りようの多様化に伴い、国民生活において家庭裁判所の果たす役割が重みを増す中、家事事件及び少年事件のいずれにおいても、審理判断に困難を伴う事件の割合が高まっています。裁判官は、庁全体として任務に取り組んでいくという意識を持って、積極的に関係機関や関係職種との連携を図り、各事件を適正な解決に導き、国民のニーズに応じていく必要があります。成年後見制度については、これまでの取組により、運営改善の必要性についての認識は共有されてきていますが、制度の利用促進を図る法律が成立、施行され、国民の関心も高まっており、裁判所に期待される役割が大きくなっていることを踏まえると、今後も、議論を深め、更に効果的で合理的な運営につながる取組を進めていかねばなりません。また、家事調停については、調停それ自体を更に充実させていくべきことはもとより、家事審判や人事訴訟等の関連する諸手続との連携を念頭に置いて手続を進め、全体としての紛争解決機能の強化につながるよう、具体策を追求していくことが必要です。

裁判員裁判については、概ね安定的に運営されているとの評価を得ている一方、否認事件における争点及び証拠の整理の在り方や、控訴審での審理判断の在り方など、なお多くの検討課題が残されているところです。公判前整理手続が再び長期化し始めるなど、法曹三者の意識的な取組により一度は改善に向かうかに見えた課題についても、改めて自覚的に取り組む必要が生じてきています。各庁においては、まず、こうした現状を直視した上で、裁判員裁判導入当初からの成果を継承し、共有する姿勢を再確認するとともに、実証的な検討を継続し、更なる改善に向けて検討の結果を一つ一つ実践していくことが望まれます。また、裁判員候補者の辞退率の上昇、出席率の低下が課題として指摘されており、先般、その原因について一定の分析がなされました。今のところ裁判員の選任に支障が生じていないとはいえ、より多くの国民の参加が得られるよう、裁判所としても検討を進めていく必要があります。さらに、昨年5月に刑事訴訟法等の一部改正法が成立し、刑事裁判の在りように大きな影響を及ぼすいくつかの制度が新たに導入されることとなりました。一部は既に施行されていますが、裁判現場においては、引き続き準備を重ね、適正かつ

円滑な実務が行われるよう、努力を続けてもらいたいと思います。

民事裁判においては、冒頭に述べたような社会経済情勢の変化を背景として、法的利害が先鋭に対立する事案など複雑困難な事件が目立つようになっていきます。また、判断結果の法的効力が及ぶ範囲を超えて国民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、社会から大きな関心を寄せられる事件も少なくありません。さらに、国民の権利意識が高まるにつれ、裁判所に注がれる国民の目も厳しさを増しています。このような認識の下、審理において多角的な観点から検討を加え、紛争の実相を的確に捉えた説得力のある判断を示すことにより、国民の信頼を高め、その期待に応えていかなければならないことを、繰り返し指摘してきました。裁判官には、これまでのやり方の踏襲に止まることなく、審理判断の質を判断内容とそれに至る手続運営の両面から不断に検証し、その水準を更に向上させる努力が求められます。そして、合議の充実や活用により部の機能を活性化し、あるいは裁判所内外での意見交換を充実させるなどの取組においても、一人一人の裁判官が、審理判断の質の向上を実現するためのものであることを自覚し、その効果を

実感できるものとなるよう、主体的、積極的に関与することを望みます。

本年秋には、東京でアジア太平洋最高裁判所長官会議が開催され、日本は議長国として、アジア太平洋地域を中心とする法の支配の実現に向けた司法の役割について、意見交換の場を主宰することになります。さらに、その後には、同じく東京で国際知財司法シンポジウムも開催される予定です。グローバル化という共通の現象に直面している各国の中であって、我が国の司法が、このような規模の国際的な交流においてふさわしい役割を担っていくことも大変意義のあることです。

以上に述べてきたような課題に対して適切に対応していくためには、裁判官を始めとする職員一人一人において、裁判所の業務が国民の信頼を得た上でこそ成り立つものであることを十分に自覚する必要があります。その上で、各人が、裁判所を取り巻く社会経済情勢や自己の担当する職務以外の各部署の業務についても広く関心を持ち、裁判所として取り組んでいる施策の必要性や意義についての理解を自らのものとした上で、主体的に、事務の改善や、より良い手続運営、組織運営の実現に取り組んでいくことが重

要です。特に、組織の要となるべき裁判官は、意識を高く持ち、日頃の執務の中で個々の事件に真摯に取り組むとともに、法律以外の幅広い分野にも関心を持ち、多様で豊かな知識、経験を備え、社会的事象に対する洞察力を磨くべく積極的に研さんに励むよう期待されていることを強調しておきたいと思います。そのために、司法研修所において、研修の更なる充実等により裁判官の成長支援の取組を深化させ、裁判所職員総合研修所の養成課程、各種研修においても、職員全体の力量向上が図られるよう一層の工夫を行っていくこともまた重視しなければならない施策であると考えています。

これらの取組が、総体として十分な力量を備え、将来にわたって国民の信頼を維持することができる裁判所であり続けることにもつながるに違いないと信じます。そのような思いを共にすることができるよう期待して、私の挨拶とします。

以上

平成29年度長官所長会合・議事概要

(6月21日、22日実施)

○ 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策

6月21日、22日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会合が開催された。本年度は、一昨年度、昨年度に引き続き、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について協議を行った。協議においては、これまで継続的にされてきた施策や取組の結果として表れた具体的な成果や、浮き彫りになってきた具体的な課題を踏まえ、今後講じていくべき具体的な方策について主に議論がされた。また、庁舎内の安全確保についても協議がされた。その概要は以下のとおりである。

【概要】

1 民事関係

(1) 部の機能の活性化等の取組の現状と課題

民事裁判においては、部の機能の活性化（合議の充実・活用等）や裁判官同士の意見交換の促進等の取組が続けられているところ、その現状と今後の課題について、議論がされた。

各庁からは、人的態勢や事件配てんの面における環境整備が進められたことにより、合議の充実・活用が促進されたとの指摘があったほか、部や庁を越えた地裁の裁判官同士や、高裁の裁判官との間で、具体的事例を用いた意見交換等が活発に行われるようになってきているとの実情が紹介された。

他方、部によって取組の進み具合にばらつきが見られ、裁判官によっても取組への関わり方に濃淡があるとの指摘があった。また、取組を審理判断の質の向上や裁判官の力量の向上にどうつなげるかが十分に意識されていないとの指摘のほか、繁忙や家庭の事情等による時間的な制約や、具体的な取組方法に関する情報の不足等により、取組が十分に実践されていない例もあるといった意

見もあった。さらに、小規模庁からは、意見交換に用いる具体的事例やノウハウの不足等が問題点として指摘された。

(2) 課題に対する方策

こうした課題に対応するため、所長として、実際に事件処理を行う部総括やその他の裁判官が、取組の必要性を実感し、主体的に取組を進めることができるよう、様々な機会を捉えて働き掛けを行うことや、部を越え、庁をまたいだ裁判官同士の意見交換の場を更に増やしたり、場の設定の仕方を工夫したりすることにより、取組方法に関する情報の共有や裁判官の動機付けを図る必要があるという意見が出された。また、繁忙等の事情のために裁判官が取組に実質的に関与しにくい状況がある場合には、その事情を分析し、必要に応じて司法行政上の措置を適時適切に行う必要があるという意見が出されたほか、大規模庁の取組に周辺庁も参加したり、全国的な協議会や司法研修所の研究会の結果を活用したりすることにより、広域的な情報流通を図ることが有効であると指摘する意見もあった。

2 刑事関係

(1) 裁判員裁判の実情及び課題

裁判員裁判については、平成27年以降、自白・否認の別にかかわらず、公判前整理手続が再び長期化し始めるなど、一度は改善に向かうかに見えた課題について、改めて取り組む必要が生じているとの指摘や、争点と証拠の整理について、必要以上に詳細な整理をしてしまっているのではないかなどの指摘がされた。

この点については、起訴後早期の法曹三者による打合せや、公判期日の仮予約などといった、裁判員裁判導入当初からの議論の成果や運用上の工夫が継承されてはいるものの、その工夫等の意義や背景にある問題意識、改善の必要性についての認識が各裁判官に十分に継承されていないのではないかとの意見や、改めて原点に立ち返り、公判前整理手続ではどこまで詳細に争点等を整理すべ

きかなど、公判前整理手続の基本的な在り方について再確認する必要があるとの意見、裁判員裁判が始まってから8年が経過しており、その間に、法廷で心証をとることができるような分かりやすい裁判や、公判中心主義といった総論的な話から、事件類型毎に争点整理はどう在るべきかといった各論へと議論が進んでいるが、各論を議論する際にも常に総論を意識すべきであるとの意見、裁判員裁判導入を契機にどのような刑事裁判を目指していたのかといった長期的・大局的視点を現場の裁判官の間で共有されることが課題克服のために重要なのではないかとの意見等が出された。

(2) 改善に向けた取組状況

具体的事例に基づいて裁判官同士あるいは法曹三者間において率直な意見交換を行う取組については、検討の素材が集まりにくい小規模庁においては、大規模庁の勉強会に参加したり、TV会議システムを用いて他庁の裁判官と意見交換を実施したりしている例、検察庁や弁護士会に働きかけて若手の法曹を中心とする勉強会を新たに立ち上げるなどした例等が紹介され、多くの庁において継続的に行われており、全国的にかなり定着していることが確認された。なお、この点については、議論の結果が十分に引き継がれておらず、人が交代する度に同じようなことを議論する必要性が生じているため、議論の成果の残し方について検討する必要があるとの意見も出された。

また、高裁の裁判官と地裁の裁判官が率直な意見交換を行うことについても、これまで以上に具体的な事例を素材とした率直な議論がされており、相互に有意な効果があるとの意見が出された。

3 家事関係

(1) 後見関係事件について

後見監督事件では、裁判官同士のほか、書記官も含めた活発な意見交換が支部等も含めて庁全体として行われた結果、事件処理方法の在り方やその背景にある考え方について、おおむね共通の理解が得られつつあり、具体的な運用改

善に結び付いていることが紹介された。今後、更なる運用改善のためには、職員
の異動があっても、取組の意義や問題意識を庁として引き継いでいくことが
重要であるとの意見が出され、様々な工夫例が紹介された。

また、3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組
については、地方自治体や専門職団体等の外部の関係機関との連携を図ってい
くことが求められるが、まずは家庭裁判所の役割について認識を共有する必要
があり、裁判官に対する働きかけと事務局の牽引の両面において所長の果たす
べき役割が大きいとの意見が出された。

(2) 家事調停事件、人事訴訟事件について

家事調停、人事訴訟の充実の取組に関しては、裁判官同士のほか、関係職種
も含めて活発に意見交換が行われている庁の取組が紹介された。意見交換のテ
ーマとしては、家事調停と人事訴訟の両者を通じた紛争解決機能の強化のため
の方策等、多様なものが挙げられた。他方で、意見交換の必要性についての意
識が必ずしも十分に高まっているとはいえないとの指摘や、家事事件以外の事
件を兼務している裁判官が多い庁などでは、活発な意見交換をするには至って
いないとの指摘もあった。

(3) 今後の課題

以上のような実情を踏まえ、家事事件・少年事件のいずれについても、関係
職種も含めた意見交換の重要性が再確認されるとともに、支部等を含む庁全体
で意見交換するだけでなく、複数の庁同士や家裁と高裁との間で意見交換を
行うことも有益であるとの意見が出された。また、これまでの取組を継承して
いくことを意識した更なる取組が必要であり、各庁の実情を踏まえて取り組む
べき司法行政上の課題を設定する所長の役割の重要性を改めて指摘する意見が
出された。

4 庁舎内の安全問題に関する方策について

仙台地裁の法廷内において、保釈中の被告人が傍聴席にいた警察官に切りつ

けてけがを負わせた事案が生じたことを深刻に受け止め、職員が高い危機意識を持った上で、事前の情報収集を一層密に行うこと、緊急事態が発生した場合の対応について日頃から十分な準備をしておくこと、更なる安全確保のために何ができるかの検討を行い、組織的に対応していくべきことの重要性が指摘された。

※ 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割に関する事務的協議

最後に、組織的に対応すべき事項に対する所長の役割について、事務的協議が行われた。事務的協議においては、庁舎内の安全問題を含む緊急事例が生じたときの対応、情報流通上の課題、日常事務における事務処理の適正化について、所長として日頃から有しておくべき問題意識や留意すべき事項等について意見交換がされた。

以 上